

議案第４０号

白岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する
条例

白岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成２８年白岡市条例第８号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年７月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の白岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第８条第１項若しくは第２項又は第１０条の規定に違反して行われた埋立て等に関する旧条例第７条及び第１８条から第２１条までの規定の適用については、なお従前の例によることができる。

３ 施行日前にされた旧条例第１８条第１項又は第２項の規定による命令を受けた者に対する旧条例第１９条から第２１条までの規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

４ 施行日前にした行為及び前２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和７年６月１１日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、県知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することにより、危険な盛土等が包括的に規制されることに伴い、本条例廃止の必要を認め、この案を提

出するものである。